

特別管理産業廃棄物処理計画書

3年6月3日

大分市長 佐藤 樹一郎 殿

提出者

住 所 大分市大字鶴崎2200番地

氏 名 大日本住友製薬株式会社 大分工場

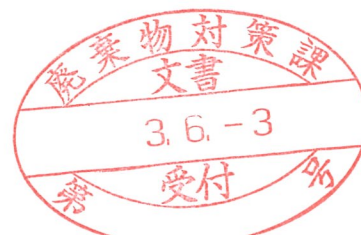
工場長 村田 修三

電話番号 097-523-6922

(担当部署)業務管理グループ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大日本住友製薬株式会社 大分工場
事業場の所在地	大分県大分市大字鶴崎2200番地
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医薬品製造業 日本標準産業分類番号: 1761
②事業の規模	2020年度 製造品出荷額 22,180 百万円
③従業員数	188名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理工程	別紙 A に記載



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項						
別紙 B に記載						
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項						
①現状	【前年度（令和 2 年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ	汚泥		
	排 出 量	2,751t	2,835t	15t	t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 製造工程の合理化による汚泥、廃油等の発生の抑制。 ・ 廃棄物関連教育により環境意識の高揚を図る。 ・ 廃油の再利用化推進による廃棄物発生の抑制。（非有害廃油については処理施設において燃料化している。）					
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ	汚泥		
	排 出 量	2,500t	3,500t	25t	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ 現状の継続。 ・ 廃棄物関連教育を継続することにより実績把握と環境意識高揚を図る。 ・ 廃油の再利用化推進による再利用化率一定比率以上の維持。 ・ 委託先会社の定期監査を実施して、適正に処理が実施されていることを確認する。					
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項						
①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 別紙 C に分別表を記載					
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 分別を含めた廃棄物管理に関する教育を定期に実施する。					

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項						
①現状	【前年度（令和 年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組)					
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)					
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項						
①現状	【前年度（令和 年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)						
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の取組)						

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項						
①現状	【前年度（令和 年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組)					
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)					
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
①現状	【前年度（令和 2 年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ	汚泥		
	全処理委託量	2,751t	2,835t	15t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t	— t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	— t	2,835t	— t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t	— t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t	— t	t	t
(これまでに実施した取組)						
・ 廃アルカリ焼却処理におけるアルカリを中和剤として再利用。 ・ 一部汚泥をセメント原料とする委託処理。						

②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ	汚泥		
	全処理委託量	2,500t	3,500t	25t	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	— t	— t	— t	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	— t	3,500t	— t	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t	— t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t	— t	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃アルカリ焼却処理におけるアルカリを中和剤として再利用。 ・ 一部汚泥をセメント原料とする委託処理を継続する。 ・ 廃油を燃料としての再利用率を高めることを検討中。 ・ 委託先会社の定期監査を実施して、適正に処理が実施されていることを確認する。 						
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(令和 2 年度)実績】					
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)			5,601t		
	(今後実施する予定の取組等)					
※事務処理欄						

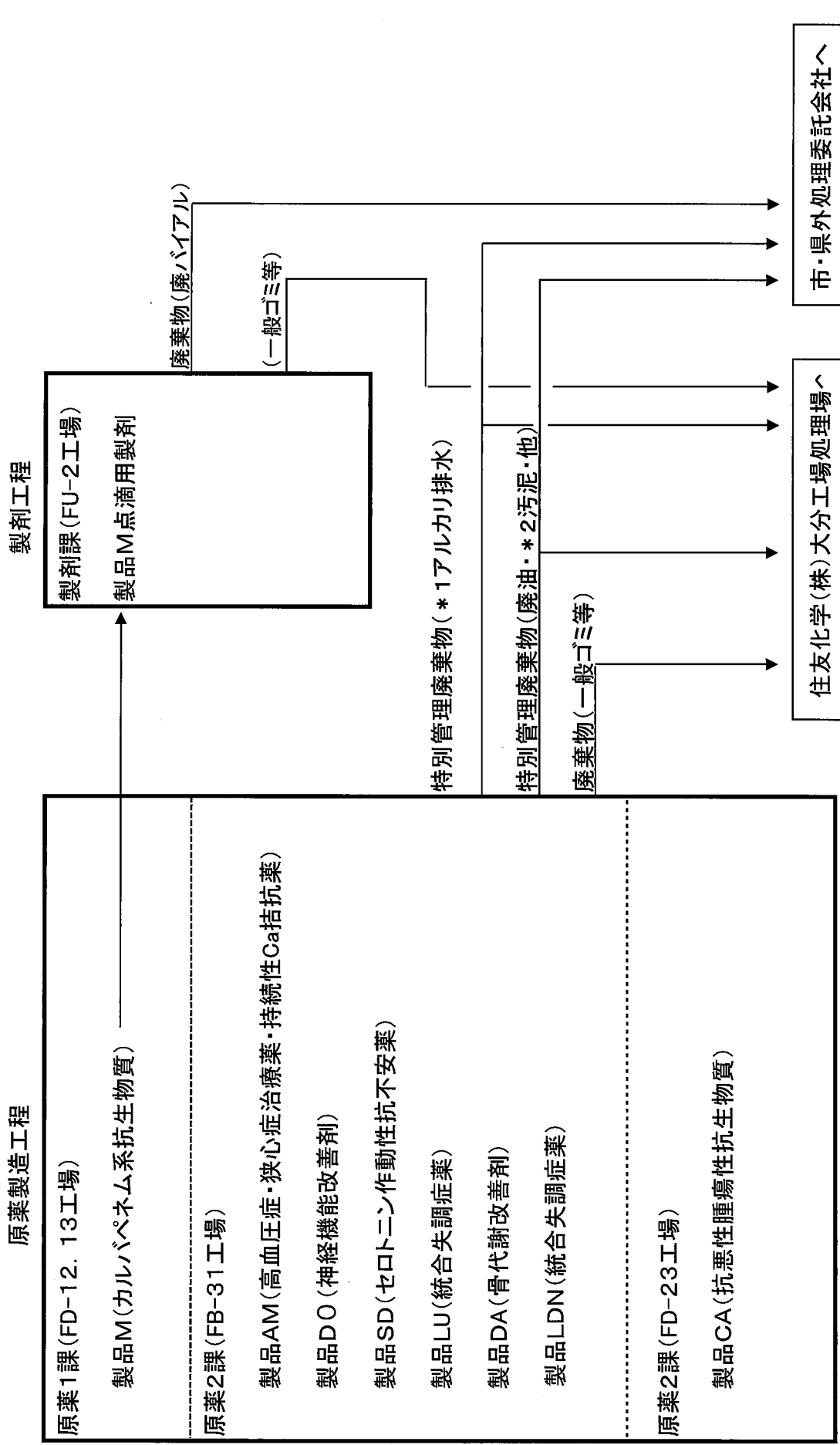
(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった特別管理産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙A (第1面)当該事業所において現に行っている事業に関する事項

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

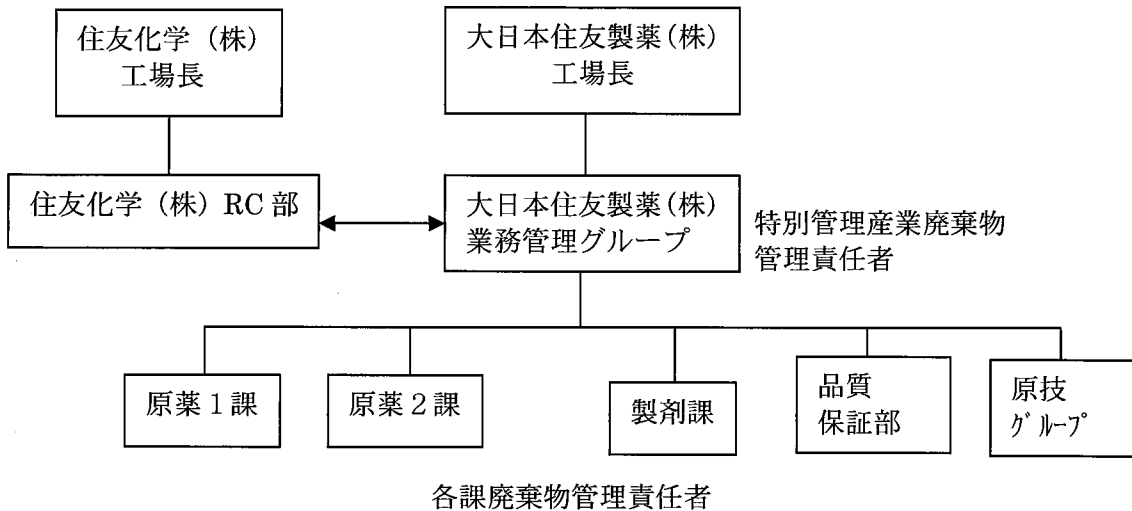


*1 アルカリ排水は処理委託先にて処理後、中和剤として再利用している。
 *2 汚泥は処理委託先にて処理後、一部セメント材料として再利用している。

別紙B（第2面）特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制組織図等）

（計画書記入者：所属 業務管理グループ 氏名 玉井 弘三 連絡先電話番号 097-523-6922 ）



産業廃棄物処理責任者*1	
廃棄物処理施設技術管理者*1	
特別管理産業廃棄物管理責任者*2	業務管理グループ； 玉井 弘三
電子マニフェストへの対応	<input checked="" type="checkbox"/> 導入済み <input type="checkbox"/> 導入予定 <input type="checkbox"/> 予定なし
関連会社・協力会社への指導啓発 （前年度実績）	<input type="checkbox"/> 研修会開催：2～3回／年 <input checked="" type="checkbox"/> パンフ等作成配付 <input checked="" type="checkbox"/> その他（協力会社コミュニケーション：1回／年）
社内管理規定等の作成	あり（環境保全規則、廃棄物処理要領等）
ISO14000シリーズ認証取得状況	
取得年月日	1998年3月31日（2016年：2015版に更新済）
環境に関する内部監査組織の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
環境報告書作成	<input checked="" type="checkbox"/> 毎年作成、 <input type="checkbox"/> 作成していない
外部への情報開示の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 方法：CSR報告書、広報紙発行
グリーン（環境）会計の実施	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
グリーン調達の実施状況	（種類等； 事務用品等）

*1；廃棄物処理施設を設置している事業場のみ *2；特別管理産業廃棄物の生ずる事業場のみ

別紙C（第2面）特別管理産業廃棄物の分別に関する事項
 （特別管理）産業廃棄物の分別方法

外部委託廃棄物

名 称	分類基準	委託先
廃油	<ul style="list-style-type: none"> ・（引火点70℃以下） ・（有害物含有）等 	住友化学（株）、光和精鉱（株）、九州北清（株）、リマテック九州（株）、エコシステム山陽（株）等
廃アルカリ	<ul style="list-style-type: none"> ・（pH12.5以上） ・（有害物含有）等 	住友化学（株）、光和精鉱（株）、九州北清（株）、エコシステム山陽（株）等
汚泥	<ul style="list-style-type: none"> ・（有害物含有）等 	エコシステム山陽（株）、リマテック九州（株）等